

平成 2 9 年度第 2 回宗像市都市計画審議会

＜第 4 号議案＞

福岡広域都市計画地区計画の決定

東郷一丁目地区

(宗像市決定)

平成 2 9 年 7 月 2 4 日 (月)

宗像市役所 第 2 委員会室

福岡広域都市計画総括図（宗像市） 地区計画の決定



都市計画法凡例				
種別	線幅(メートル)	線幅(メートル)	線幅(メートル)	線幅(メートル)
第1種低層住居専用地域	1m	200m	10m	
第2種低層住居専用地域	1m	200m	10m	
第1種中高層住居専用地域	1m			
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域				
準工業地域				
近隣商業地域				
商業地域				
市街化区域及び市街化調整区域境界				
地区計画区域境界				
都市計画区域境界				
用途地域境界				
都市計画道路				
都市計画公園				
準防火地域				
処理場				
ポンプ場				
汚物処理場				
火葬場				
ごみ処理場				

凡例

容積率
建ぺい率

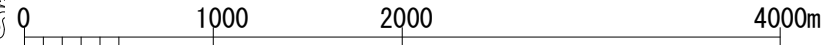
※地区計画区域については、別途制限があります。

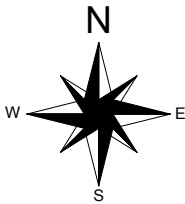
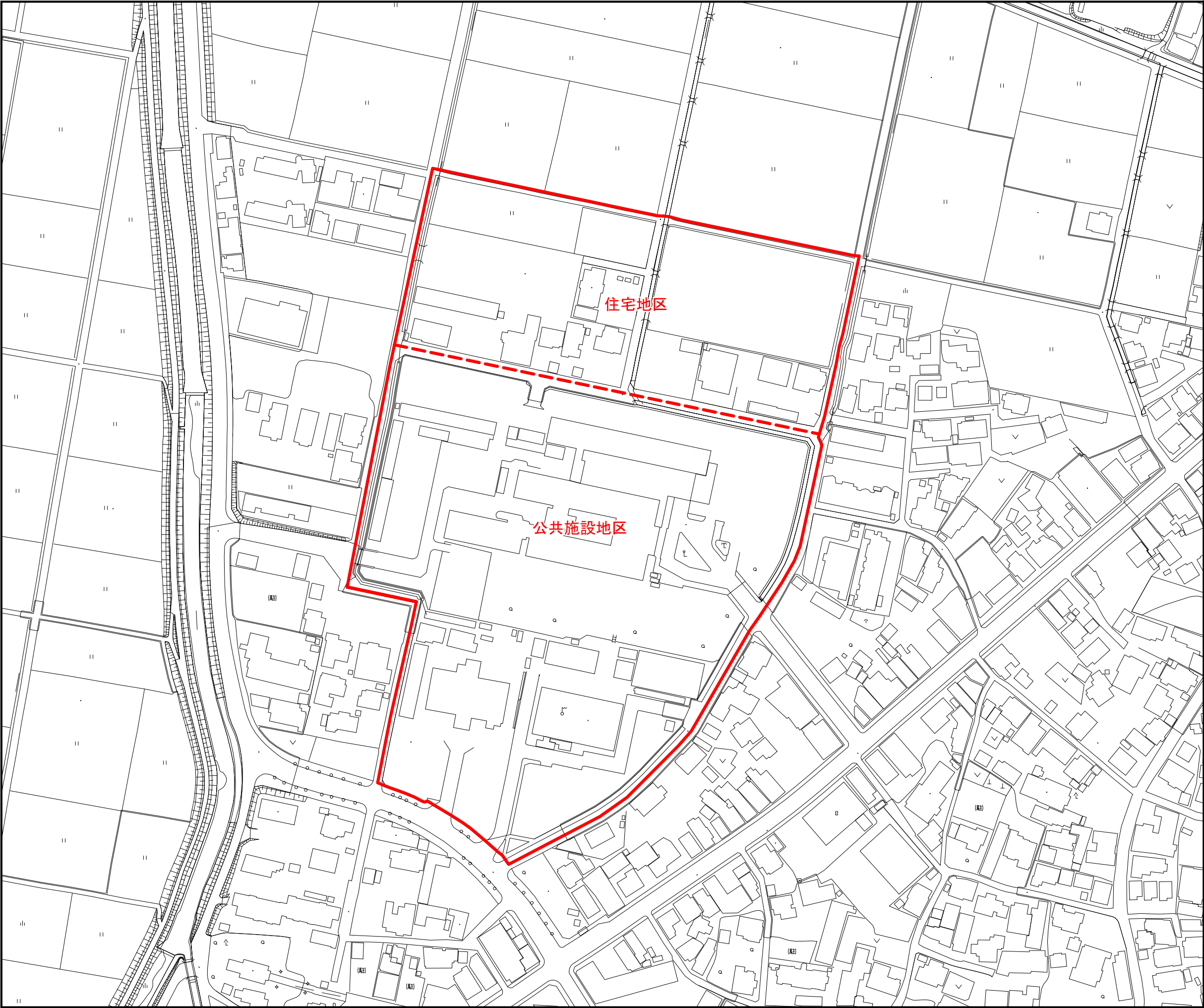
自然公園法凡例

第1種特別地域
第2種特別地域
第3種特別地域
普通地域

この図面は総括図(縮尺1/25,000)を一部加工したものです。

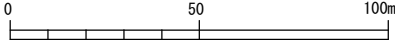
S=1:25,000





凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区区分界

縮尺 S=1:2,000



福岡広域都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画東郷一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		東郷一丁目地区地区計画
位 置		宗像市東郷、東郷一丁目及び東郷二丁目の各一部
面 積		約 6. 8 ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、ＪＲ東郷駅から北東に約 1. 5 キロメートル、ＪＲ赤間駅から西に約 2. 5 キロメートルに位置し、市役所、福岡県宗像総合庁舎、宗像警察署等の公共施設と住宅や店舗等が立地する地区である。また、第 2 次宗像市都市計画マスタープランでは「公共施設用地」として位置づけている。 周辺は、多様性と秩序ある低中層住宅地の形成を図る「低中層住宅地」である。そこで、低中層住宅地に隣接する公共施設用地として、行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図るため、地区を 2 つに細区分し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。 【公共施設地区】 公共施設の立地を誘導し、行政機能に特化した都市機能の集約を図る。 【住宅地区】 戸建住宅や集合住宅などの立地を計画的に行うとともに、住環境に調和する利便施設や業務施設などの立地を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図る。

	地区の 細区分	地区の名称	公共施設地区	住宅地区
		地区の面積	約 4.6 ヘクタール	約 2.2 ヘクタール
地区 整備 計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 4 ホテル又は旅館 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 6 学校（幼保連携型認定こども園を除く。） 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 病院 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものの 10 自動車教習所 11 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 12 自動車修理工場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 3 都市計画法施行規則第17条の2第1項各号で定める庁舎 4 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 5 病院 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7 自動車教習所 8 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
			備考 用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：別紙理由書のとおり

東郷一丁目地区地区計画の決定理由（宗像市決定）

本地区は、ＪＲ東郷駅から北東に約１．５キロメートル、ＪＲ赤間駅から西に約２．５キロメートルに位置し、市役所、福岡県宗像総合庁舎、宗像警察署等の公共施設と住宅や店舗等が立地する地区である。また、第２次宗像市都市計画マスタープランでは「公共施設用地」として位置づけており、本地区の周辺は「低中層住宅地」と位置づけている。「低中層住宅地」は低未利用地などの利用促進と戸建住宅や集合住宅などの誘導を計画的に行うとともに、住環境に調和する利便施設や業務施設などの立地をある程度受認し、多様性と秩序ある低中層住宅地を形成している。

そこで、低中層住宅地に隣接する公共施設用地として、行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図るため、地区計画を定めるものである。